

## 第30回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年12月27日(火) 午後2時00分～午後3時30分

2 開催の場所 ホテル白鳥 3階 鳳凰の間

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第175号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第176号 農地法第3条の規定による許可指令書の取消について

議 第177号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第178号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第179号 非農地確認について

議 第180号 農地法第46条の規定による国有農地等の売払いに関する意見の決定について

議 第181号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第182号 松江農業振興地域整備計画の変更について

議 第183号 松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

報告第 54号 会長専決処分の報告

報告第 55号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(17名) 欠席委員(2名) 遅刻委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (欠)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 俊光 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)
13番 吉岡 雅裕 (出)	14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (欠)		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	岸本 康作
農地係長	野津 慎一	行政専門員	森田 稔
農地係主任	佐藤 努	農業企画係副主任	山野 洋介
農地係主事	石原 裕子		

## 6 会議内容

議長  
(岸本副会長)

定刻になりました。はい、それでは、ただ今から第30回松江市農業委員会総会を開会します。本日は、会長がご欠席ですので、農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、9番委員が代理で議長を務めさせていただきます。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、6番委員、19番委員から提出されています。委員定数19名のうち、17人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7番委員、8番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主事と岸本主事にお願いします。それでは、議事にはいります。

議第175号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。それでは、議第175号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は6件19筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、45番の案件についてご説明いたします。申請は、福富町の畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、46番の案件についてご説明いたします。申請は、福富町の田1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、5条91番の農地と交換するためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、5条91番の農地と交換するためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、47番の案件についてご説明いたします。申請は、福原町の田1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、一体とした耕作が見込めないためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり一体とした耕作が見込めるためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、48番の案件についてご説明いたします。申請は、大庭町の田2筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、軽トラック、大型草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、そばを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、49番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町熊野の田4筆、畑8筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は居住地と離れており、管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は居住地の近くに位置し、耕作に便利のため。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を

事務局 栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて、50番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町熊野の田3筆、畑1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は居住地と離れており、管理が困難なためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は居住地の近くに位置し、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議8番委員 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第175号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第175号は原案のとおり許可することに決めます。

事務局 次に、議第176号「農地法第3条第1項の規定による許可指令書の取消について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議第176号、「農地法第3条の規定による許可指令書の取消について」ご説明いたします。お手元の議案5ページをご覧ください。こちらは、令和3年6月28日に開催させていただきました定例総会において、議第70号農地法第3条の規定による許可申請について6番から16番までの11案件を審議していただき、すべての案件につきまして許可することを議決していただきました。しかしながら、今回14番の宍道町上来待の2筆を所有権移転する案件については、申請書の一部について、瑕疵があったことから、農地法第3条の規定による許可指令書の取消について議決を求めるものであります。

この議案提出に至るまでの経緯についてご説明いたします。令和3年6月7日に渡人より委任を受けた申請者代理人から申請を受付させていただき、申請していただいた内容について、令和3年6月28日に定例総会において許可することを議決していただきました。しかし、申請書「対価、賃料等の額」の内容について、申請内容は0円（贈与）でしたが、渡人の意向は有償であったということが、許可後に渡人から報告を受けました。その報告を受け、事務局が申請者代理人に確認したところ、申請内容が間違っていることが分かりました。その後受人にも内容を説明したところ、受人は贈与でなければ所有権の移転は行わないとのことでした。その後、渡人受人、両者ともに取消の要望がございました。

以上のことから、農地法第3条の許可申請に瑕疵があったことから令和3年議第70号のうち14番の申請に対して行った許可指令書の取り消しを行うものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議	長	これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 4 番 委 員	事務局	農地法第3条の許可申請にどのような瑕疵があったのか伺う。
事 務 局		令和3年6月28日に定例総会において審議された申請内容は、売買価格が無償とのことでしたが、実際は有償であったというものです。
1 4 番 委 員	議長	ありがとうございます。
議		ほかにごありませんか。
3 番 員	事務局	今回の申請内容の瑕疵についてはいつ気づかれたのか伺う。
事 務 局		今回の件に関しましては、令和4年6月頃に渡人から報告を受けました。
3 番 委 員	議長	ありがとうございます。
議		ほかにごありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第176号は原案のとおり取消すことにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第176号は原案のとおり取消すことに決めます。
		次に議第177号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	事務局	議第177号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の8ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。
		初めに4条24番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は西川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域であることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は573㎡、所要面積も同様の573㎡です。事業計画ですが、申請地を貸駐車場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
		次に4条25番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、時期は不明ですが農振除外済です。転用目的は、駐車場です。転用面積は304㎡の内181㎡、所要面積も同様の181㎡です。
		事業計画は、申請地を自家用及び来客用の駐車場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
		以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
8 番 委 員	事務局	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。
議	議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)

議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>議第177号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第177号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第177号は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に議第178号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局 議第178号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の10ページと併せて、農地法第5条の説明資料の5ページをご覧ください。</p> <p>初めに、5条89番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は215㎡、所要面積は隣接する宅地と合わせて263㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条90番について説明いたします。この90番は、先ほど説明しました5条89番に隣接する土地ですが、がけ付近であり建築制限に該当する部分となるため、89番の個人住宅の開発許可に含めることができない部分です。よって、開発許可を受ける部分とは別に、この90番を個人住宅の庭として転用申請されたものです。譲受人、譲渡人はご覧のとおりで、先ほどの89番と同じです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅の庭です。転用面積は40㎡、所要面積も同様の40㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を個人住宅の庭とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条91番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は福富町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地であるため、農業用施設への用途変更がされています。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、●●●●建設です。転用面積は2,787㎡、所要面積も同様の2,787㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して●●●●を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条92番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八幡町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域であることから、第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び業務用倉庫です。転用面積は210㎡、所要面積も同様の210㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を隣接地で事業を行っている譲受人の駐車場として使用し、あわせて業務用倉庫1棟を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、説明資料のうち「他法令との</p>

関係」は記載しておりませんが、開発行為許可を要する案件と分かりましたので付け加えさせていただきます。

次に、5条93番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和4年12月8日付で農振除外済です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は353㎡、所要面積も同様の353㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して個人住宅1棟と物置1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条94番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町古浦の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えていることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、作業場、作業用倉庫です。転用面積は240㎡、所要面積も同様の240㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して作業場及び作業用倉庫とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条95番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町今宮の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和4年12月8日付で農振除外済です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は285㎡、所要面積も同様の285㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条96番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は721㎡、所要面積も同様の721㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を譲受人の行う造園業及び古物商の資材置場、事業用車両の駐車場及び作業場として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、申請地には昭和60年8月23日付で「事務所、宿舍、資材置場」を目的とした転用許可が出されています。この度の申請にあたり、当時の賃借人を探したものの特定できなかったため、当該許可の取り消しはしていません。しかしながら、賃借人と思われる企業に対し、当該農地を今後転用する意思がなく、賃貸借契約も有していないと、代理人の行政書士を通じて確認しております。従って転用事業の重複はないと判断したものです。

次に、5条97番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、進入路及び駐車場です。転用面積は78㎡、所要面積も同様の78㎡です。権利の種類は所有権

の移転です。事業計画は、申請地を隣接する譲受人の宅地への進入路及び駐車場として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条98番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は297㎡、所要面積も同様の297㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して資材置場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条99番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は馬潟町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び資材置場です。転用面積は1,004㎡、所要面積も同様の1,004㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画は、申請地を整備して従業員用及び作業用大型トラックの駐車場、資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条100番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、工事現場事務所及び駐車場です。転用面積は661㎡、所要面積も同様の661㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年12月31日までです。事業計画は、●●●●●工事、●●●●●工事の施工に伴い、申請地に現場事務所6棟を設置しあわせて従業員用駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条101番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は薦津町の7筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は345.28㎡、所要面積も同様の345.28㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条102番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は福原町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は205㎡で、所要面積も同様の205㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 8 番 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第178号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号93番、95番以外の案件について採決いたします。</p> <p>議第178号のうち、番号93番、95番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第178号のうち、番号93番、95番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第178号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号93番、95番について、採決いたします。</p> <p>議第178号の番号93番、95番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 事 務 局	長 務 局	<p>ご異議なしということですので、議第178号の番号93番、95番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第179号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議第179号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は2件4筆です。</p> <p>はじめに、11番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、鹿島町御津の農用地区域外の畑1筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道175号線を北上し、市道御津神社線に入り、約60メートル進んだ地点の南側約20メートルに位置する1筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、12月9日に申請者立会いの下、鹿島地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は平成12年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態です。</p> <p>つづいて、12番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八雲町熊野の農用地区域外の畑3筆です。申請人は、ご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、県道53号線から市道太田森脇線に入り、約70メートル進んだ地点の北側約に位置する2筆、市道森脇平原線と市道島村稲葉線の交点から北側約40メートルに位置した1筆の計3筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、12月15日に八雲地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は昭和32年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林、竹林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状態である。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>はい、説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明</p>

議	長	につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)	
議	長	ないようでございますので、採決します。議第179号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)	
議	長	ご異議なしということですので、議第179号は原案のとおり確認することに決します。 次に、議第180号「農地法第46条の規定による国有農地等の売払いに関する意見の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	失礼いたします。それでは、議第180号、農地法第46条の規定による国有農地等の売払いに関する意見の決定についてについて、ご説明いたします。お手元の議案と併せて、「農地法第46条の規定による国有農地等の売払いに関する意見の決定について説明資料」をご覧ください。 この件につきましては、国有財産である農地の払下げに当たり、買受希望者が売払いの相手方に該当するかどうか意見を求められているものです。 それでは、案件についてご説明いたします。土地の所在は、浜佐田町の田1筆です。 買受希望者は、ご覧のとおりです。買受希望者の世帯は、田植機、トラクター、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。売払いの相手方の要件としましては、農地法施行規則95条の規定により、「売払いの相手方は農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る」とありますので、買受希望者は、売払いの相手方に該当すると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	はい、説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありません。	
14番委員	事務局	現在に至るまで、対象地が国有農地として残っている理由を伺う。	
14番委員	事務局	申し訳ございません。事務局ではわかりませんでした。	
議	長	分かりました。ありがとうございます。 ほかにございませんか。 (なしの声)	
議	長	ないようでございますので、採決します。議第180号について、買受希望者が売払いの相手方に該当するとの意見を決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)	
議	長	ご異議なしということですので、議第180号は、買受希望者が売払いの相手方に該当すると意見を決定します。 次に議第181号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	それでは議第181号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画についてご説明をいたします。 所1、2は東出雲地区の案件で、譲受人は経営規模拡大のための所有権移転です。続いて、農用地利用集積計画の相対契約について、 利1、2は持田地区、利1は更新案件、利2は更新2筆、新規1筆です。利3～10は本庄地区、利3は新規案件、利4～10は更新案件です。利11、12は大庭地

事務局 区、利11は新規案件、12は更新案件です。利13は鹿島地区、更新案件です。利14～19は東出雲地区、更新案件です。利20は八雲地区、更新案件です。利21～36は宍道地区、29、36は新規案件、利21～28、30～35は更新案件です。利37は八束地区、更新案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田0.00㎡、畑17,954.00㎡、計17,954.00㎡です。相対契約の地目別面積は、田79,392.00㎡、畑12,257.00㎡、計91,649.00㎡です。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。全て機構転貸の案件となります。

転1～4は古江地区、転5～20は生馬地区、5～9、10の1筆、12～15、18～20は新規案件、10の1筆、11、16、17は更新案件です。転21～23は竹矢地区、21は新規案件、22、23は更新案件です。転24、25は鹿島地区、24は新規案件、25は更新案件です。転26は東出雲地区、新規案件です。転27～30は玉湯地区、更新案件です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田92,743.00㎡、畑8,819.00㎡、計101,562.00㎡となります。

以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第181号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第181号は、原案のとおり決定することに決めます。

事務局 次に議第182号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。農政課の山野と申します。先日は農振除外の現地調査にお時間をとって頂きありがとうございます。私から議第182号松江農業振興地域整備計画の変更(一般管理)について、ご説明をいたしますので、お手元の資料をご覧ください。座って説明させていただきます。一般管理と言いますのは、個人住宅など急を要するものについて、年2回の4月と10月に申し出を受付し、農用地区域から除外する手続きのことです。この度、ご審議頂きますのは、令和4年10月受付の案件でございます。

まず、「松江農業振興地域整備計画変更理由書(案)」とあるものをご覧ください。○ページをめくっていただきまして1ページ目は今回、どういった変更理由で、この度の整備計画の変更が行われるかを一覧にしたものです。この表は農用地区域から除外する土地を表しており、変更理由ごとに整理しております。この度の変更理由は工場事務所等の用地、一般住宅、その他の変更理由となっております。続きまして、2ページ目の農用地利用計画変更総括表は、今回の計画変更によって、農用地区域の面積がどのように変わるかを一覧にしたものです。除外で田が31アール、畑が23アール減少し、合計で54アールの農地が減少します。めくっていただきまして、3ページから4ページの変更土地調書ですが、こちらは除外する土地情報で、今回は除外2

7件の申出を受け付けています。めくっていただきまして、5ページ以降の変更要件確認表については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件について各申出が要件に適合していることについて示した一覧です。なお、除外にあたっては、次の5つの要件が必要となります。1つ目は農用地以外に代替地がなく緊急性がある事。2つ目は周辺農地の集団化・農作業の効率化を妨げない事。3つ目は地域の担い手の営農に支障を及ぼさない事。4つ目は農道や水路などの各施設に影響がない事。5つ目、土地改良事業が行われて8年以上経過した土地であること 以上の要件が必要となっております。

それでは続きまして、「松江農業振興地域整備計画 変更理由書付図(案)」をご覧ください。こちらの資料は裏面に事業計画図が記載されております。それでは資料の順番に説明します。

はじめに整理番号15番をご覧ください。目的は分家住宅の建築です。本家の耕作を手伝うには、本家の近隣に建築することが望ましく、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討しましたが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号26番をご覧ください。目的は分家住宅の建築です。申出者の家族が増えるため、今の住居は手狭になり転居が必要です。また、隣の敷地には、両親が居住しており、育児の支援を受けることができます。両親の隣に居住することで、効率よく育児の支援が受けられます。なお、代替地に関しては、必要な面積を満たす非農地を含め検討しましたが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号12番をご覧ください。目的は駐車場及び倉庫の建設です。本家で息子夫婦と同居を開始するにあたり、息子夫婦の駐車場がなく苦慮しています。また、自宅など荷物を置くスペースが手狭になり、新たに倉庫の建設が必要です。利便性のためにも、本家の隣接地に建築することが望ましく、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討しましたが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号14番をご覧ください。目的は事務所の移転及び建設です。現在の事務所は自宅兼事務所となっておりますが、年々手狭となっております。事務所を移転し業務に必要なスペースを確保する必要があります。効率的に運営するには、現在の事業所の近接地に建築することが望ましく、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討しましたが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号11番をご覧ください。目的は住宅(離れ)の建築である。本家の耕作を手伝うには、本家の近くに建築することが望ましく、必要な面積を満たす非農地を含め検討しましたが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号25番をご覧ください。目的は駐車場の建設です。これまで近隣の農地で作業をするうえで駐車場がなく苦慮しています。また、申出地近隣は近年土地開発の結果、住民が増えており、近隣住民や近隣事業主から、当該地を月極駐車場として利用したいという要望を受けています。代替地については、他に適当な土地を検討しましたが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます

次に整理番号13番をご覧ください。目的は資材置き場の建設です。業務受注の拡大に伴い資材置き場が手狭になり、増設する必要があります。効率的に運営するには、現在の事業所の隣接地に建築することが望ましく、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討しましたが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号19番をご覧ください。目的は資材置き場の建設です。業務受注の拡大に伴い資材置き場が手狭になり、増設する必要があります。効率的に運営するには、

現在の事業所の隣接地に建築することが望ましく、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号24番をご覧ください。目的は、墓地の建設です。申出者は分家であり、公共用の墓地も自宅周辺になく、新しく墓地を建設する必要があります。申出地は墓地が集積しており、自宅からも近く管理しやすい環境です。その他の代替地も検討しましたが、必要な面積を満たし、近隣住民の理解を得られる土地がなく、他に代替できる土地はないと考えます。

次に整理番号21番をご覧ください。目的は個人住宅の建築です。現在の住居は、家族も増え手狭です。両親の近くに転居することで、育児の支援を受けることができます。また、共働きを考えており、両親の近くに転居することで、働くことが可能となります。代替地に関しては、非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号27番をご覧ください。目的は個人住宅の建築です。申出者は事情により、自然豊かな環境での生活を望んでいます。代替地に関しては、必要な面積と自然環境を満たす土地を、非農地を含め検討したが、土地が見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号22番をご覧ください。目的は個人住宅の建築です。現在の住居である県営住宅は、建て替えによる取り壊しとなるため、転居が必要です。申出地は、父の故郷で親族が多く、高齢となった親族の世話や手伝いをするうえでも、申出地は利便性のよい環境です。また、同居する父親にとっても、安心できる土地であるため、申出地を選びました。なお、代替地に関しては、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号16番をご覧ください。目的は分家住宅の建築です。事業計画者は共働きのため、両親の育児協力が必要です。本家近くに建築することで、時間の効率化が図れることから、申出地を選定しました。必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号17番、18番をご覧ください。目的は個人住宅及び進入路の建設です。事業計画者は、本家の耕作を手伝う必要があります。また、子供が産まれたことで、現在の住居は手狭になり、本家近くに居住することで両親の育児支援を受けることもできます。時間の効率性から、本家の近隣に建築することが望ましく、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号23番をご覧ください。目的は●●●教会の境内地の建設です。信者の子供の健全な養育環境には、様々な行事を行うことが必要であるが、これまでのこれらの環境が十分ではありませんでした。また、当教会では毎日神饌物が必要ですが、高齢化により信者の負担も大きく、今後は教会で野菜を栽培し、準備する計画です。境内地として使用するには、教会近くが望ましく、他に適当な土地を検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

整理番号20番をご覧ください。目的は駐車場の建設です。申出地横の住宅を改修する計画ですが、駐車場の敷地がない状況です。新たに駐車場を建設するには、利便性から住宅の隣接地が望ましく、必要な面積を満たす土地を、非農地を含め検討したが見つからず、他に代替すべき土地はないと考えます。

次に整理番号1番から10番をご覧ください。こちらについては楽天モバイル株式

事務局 会社による携帯電話無線基地局の設置です。総務省の認定を受けて事業を行っており、農用地域における開発許可不要の案件でございます。周辺農地への影響もないと認められることから受付をいたしております。

議 長 私からの説明は以上になります。これらの申出について、松江市農政課としましては、農用地域の変更に関する法的基準を全て満たしていると判断しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

18番委員 対象農地につきましては、今月1日に、午前が議席番号2桁の委員で、午後が議席番号1桁の委員で担当し、2班に分けて現地調査が行われております。それぞれ、代表者から、報告をお願いします。

4番委員 令和5年1月1日の午前、議席番号2桁の委員で行った現地調査においては、事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。

議 長 令和5年1月1日の午後、議席番号1桁の委員で行った現地調査においても、事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいま事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第182号は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第182号は原案のとおり同意することに決めます。

事務局 次に議第183号「松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 こちらにつきましては、農業関係者及び農業関連団体の負担軽減を図るための押印事務の見直し等に伴い、農業委員会の規則であります「松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則について」の一部を改正するものです。

同規則では、様式第1号、2号で推薦書の個人用と団体用、様式第3号で応募届出書を定めておりますが、各様式の押印欄及びあて先の敬称を削るものです。

参考までに、農業委員の推薦書や応募届出書については、市の規則で定めておりますので、市で規則を改正いたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。ただいま事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

10番委員 氏名欄は署名ですか。

事務局 署名であれば受付いたします。また、確認が必要な場合は電話等による聞き取りを行います。

10番委員 分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第183号は原案のとおり、規則を一部改正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第183号は、原案のとおり、規則を一部改正

議

事  
務  
議

務

長

局

長

することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第54号「会長専決処分の報告」報告第55号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第30回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員